

国の「緊急総合経済対策」に対応

「緊急金融相談窓口」設置のお知らせ

現在、世界規模での経済不況・金融不安が発生しております。我が国におきましては、地域の中小企業の経営環境は戦後最悪の状況になることが懸念されています。このような状況のもと、国では緊急保証の対象を拡充するなど、中小企業対策を矢継ぎ早に実施しております。

そこで商工会では、国や県とも連携した支援の一環として、「緊急金融相談窓口」を設置し、これらの施策を周知するとともに、事業所の資金繰り相談に関する窓口を拡げ、積極的な支援を実施いたします。

今回はこの窓口設置と具体的な内容について、取り急ぎ会員の皆さまにお知らせします。

セーフティネット保証制度の拡充

セーフティネット保証の対象業種が大幅に拡充され、ほとんどの業種が該当することになりました。

これに伴い、大部分の中小企業者が「資金繰り円滑化支援緊急資金」を利用できるようになると思われます。

ただし、全業種が対象ではありませんので、事前に確認が必要です。また、該当したとしても、そのことが融資の実行を保証するものではありませんので、ご注意下さい。

【認定（5号）要件概要】

認定要件（イ） 今回緩和	指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
認定要件（ロ）	指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
認定要件（ハ） 今回新設	指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

セーフティネット保証ご利用のメリット

①保証料が軽減されます！

- セーフティネット保証をご利用いただきますと、保証料率が年0.91%以下となります。なお、裏面記載の新制度をご利用いただきますと、保証料率は年0.8%以下となります。

②保証限度額が拡大されます！

- セーフティネット保証の保証限度額は、一般保証限度額とは別枠で2億8,000万円となります。

○セーフティネット5号認定に基づく保証は、信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。

◆原油価格上昇に関する特別相談窓口

◆建設産業総合相談窓口

これらの窓口についても継続して設置しております。

お問合せ、ご相談は・・・

電話 32-2155

有線 20-5588

安来市商工会

年末資金のご相談も含め、お気軽にご相談下さい。

県制度融資

「資金繰り円滑化支援緊急資金」の創設

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を活用して、県制度融資に新メニューが創設されました。

国においては、「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月）」に基づいて、中小企業者の資金繰りを支援するため、従来のセーフティネット保証制度の拡充等が図られ、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が創設され、10月31日から実施されています。

島根県では、昨今の世界的な金融不安、株価下落、円高という中小企業を取り巻く厳しい経済環境に鑑み、この緊急保証制度を活用して、県制度融資に新資金を創設し、県内中小企業の金融支援を図るものとするとしています。

「資金繰り円滑化支援緊急資金」の概要について ～借換資金も含みます～

対象者の要件	国の指定業種 ^(※) に属する事業を行う中小企業者又は組合であって、以下のいずれかの要件を満たす者として市町村長が認定した者 (1) 最近3ヶ月間の「平均売上高」等が前年同期に比して3%以上減少していること。 (2) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均仕入価格の割合を上回っていること。 (3) 最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」又は「平均営業利益率」が前年同期に比して3%以上減少していること。 (※) 国の指定業種 545業種 (10/31～) →618業種 (11/14～)
資金使途	設備資金、運転資金（借換資金を含む）
融資限度額	4,000万円（運転資金にあっては月商の概ね3ヶ月分の範囲内）
融資利率	年1.70%
保証割合	信用保証協会100%保証（責任共有制度対象外）
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
保証料率	年0.4%～年0.8%
取扱期間	平成20年11月19日(水)～平成21年3月31日(火)日まで ※取扱期間の延長については、資金需要等をみて検討